



7月10日～8月9日は  
部落解放月間です

部落差別問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別であり、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお日常生活の上でいろいろな差別を受けています。

国は平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」を制定し、部落差別のない社会の実現に向けて取り組んでいます。鳥取県では、「7月10日～8月9日」を部落解放月間としています。一人ひとりが部落差別を正しく理解し、自分の問題として考え、差別をしたり、させたりすることがないように行動することが大切です。本町では、差別解消を推進するため、人権問題講演会を開催します。

### 【人権問題講演会】

智頭町同和行政・人権同和教育50年 ～人権文化の創造へ 新たな一步を～

講師 奥田 均（近畿大学名誉教授）

日時 7月23日（火） 午後6時30分～8時 場所 智頭町総合センター大集会室  
たくさんの来場をお待ちしています。

### 人権の花運動 5月27日（月）

本町の人権擁護委員3名と法務省の人権イメーჯキャラクター「KENあゆみちゃん」が智頭小学校を訪問し、子どもたちに花の苗を贈呈しました。人権擁護委員の藤原一彦さんは「水やりや草取りなど世話をしないと枯れてしまいますね」と語りかけ、「花の苗をみんなで協力して育てることで、命の大切さを感じてほしい」と伝えました。

児童代表6年橋本葉那さんは、「いただいた花をみんなで協力して大切に育て、人権を大切にする心を身につけていきたいと思っています。」とお礼を述べ、その後、全校児童が縦割り班活動でプラントナーに苗を植えまじた。苗には、一人ひとりのネームプレートをつけ、育てていきます。



問合せ先 役場総務課 ☎ 75-4111

### ⚠SMSやメールでのフィッシング詐欺に注意！

通販サイト、クレジットカード会社、銀行、宅配便事業者などの実在する組織をかたり、パスワードやID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取するフィッシングに関する相談が多数寄せられています。

個人情報等を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用されるおそれがあります。絶対に入力してはいけません。

#### トラブルに遭わないために！

- ・メールやSMSに記載されたURLには安易にアクセスしない
- ・フィッシングサイトにアクセスしてしまっても個人情報は絶対に入力しない
- ・クレジットカード情報などを入力してしまったらすぐにカード会社などに連絡する
- ・日頃から正規のURLや正規のアプリからアクセスする
- ・少しでも疑問や不安を感じたら、智頭町消費生活相談窓口にご相談ください。

毎週水曜日、午前9時から午後4時まで、総合センター1F相談室で消費生活相談を行っています。また、電話での相談も受け付けています。相談室は個室で、秘密は必ず守られますので安心して利用ください。

【問合せ先】消費生活相談ダイヤル ☎ 71-0059